

序 地域保健制度の改正の経緯と概要

1 地域保健制度の改正の目的

我が国における地域保健を取り巻く状況は、急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化、多様化等により、著しく変化している。

本法は、こうした状況を踏まえ、終戦直後に構築された地域保健対策の枠組みを抜本的に見直し、来たるべき21世紀を展望しつつ、国、都道府県、市町村がそれぞれにふさわしい役割を分担し、地域保健対策の総合的な推進、強化を図ることを目的とするものである。

2 改正の経緯と背景

(1) 地域保健対策の抜本的見直し

我が国における地域保健を取り巻く状況は、急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、より豊かな生活を求める国民のニーズの多様化、食品の安全性・ごみ・地球環境等の生活環境問題に対する住民意識の高まりなど、著しく変化している。また、昭和53年度からの市町村における総合的な健康づくり対策の推進、昭和58年からの老人保健事業の実施など、市町村を中心とする地域保健対策の進展が図られているとともに、福祉の分野においては、平成2年の福祉八法の改正により、住民に身近な福祉サービスを市町村が一元的に提供する体制が整備されている状況にある。

一方、これまでの保健所を中心とした公衆衛生行政の枠組みは、終戦直後

に構築されたものであり、伝染病の蔓延、食料の不足等の当時の状況を反映して、衛生状態の改善と性病や結核、赤痢等の伝染病の予防・治療などの社会防衛的な視点に重点が置かれてきたものであった。

こうした状況を踏まえ、サービスの受け手の立場に立って、住民が満足し、安心できるサービスを提供するためには、保健所と市町村との役割と機能を見直すなど、地域保健対策の枠組みを抜本的に改め、来るべき21世紀を展望しつつ、地域保健対策の総合的な推進、強化を図ることが求められてきたところである。

(2) 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の制定

このような中で、平成5年1月に、公衆衛生審議会・総合部会に「地域保健基本問題研究会」が設置され、12回にわたる審議の末、同年7月には、研究会報告が取りまとめられ、同部会から「地域保健対策の基本的な在り方について」と題する意見具申が行われた。以後、厚生省では、これらの考え方にしがたい、法律改正の作業を進め、平成6年2月に、公衆衛生審議会・総合部会に法案要綱の諮問を行い了承を得たことから、同年3月第129回国会に、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案を提出した（参考1参照）。

その結果、衆議院においては平成6年6月21日、参議院においては同年6月22日に、いずれも賛成多数で可決、成立した。

なお、衆・参両議院の厚生委員会において、附帯決議が付された（参考2参照）。

法律は、同年7月1日に、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令（平成6年政令第222号）、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成6年政令第223号、以下「整備政令」という）及び保健所法施行規則等の一部を改正する省令（平成

6年厚生省令第47号)とともに公布され、一部については同日付けで施行された。

3 制度の改正の概要

(1) 基本的考え方

平成6年改正の基本的考え方としては、第1に、急速な高齢化の進展、疾病構造の変化、地域住民のニーズの多様化等に対応し、サービスの受け手である生活者の立場を重視した地域保健の新たな体系を構築することである。

第2には、都道府県と市町村の役割を見直し、住民に身近で頻度の高い母子保健サービス等について、主たる実施主体を市町村に変更し、既に市町村が実施主体となっている老人保健サービスと一体となった生涯を通じた健康づくりの体制を整備するとともに、地方分権を推進することである。

このような基本的な考え方に基づき、以下の改正が行われたところである。

(2) 改正の主な内容

「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」は、保健所法の改正関係と権限移譲関係とに大きく分けられ、権限移譲関係及び保健所に関する規定については、平成9年4月1日から施行され、その他については、平成6年7月1日から施行されている(参考3参照)。

① 保健所法改正関係

第1に、保健所法の名称について、地域住民の1人1人の健康の保持及び増進を目的とする「地域保健法」へと変更した。

第2に、国及び地方公共団体の責務規定を整備し、㉦市町村の責務として、必要な施設の整備(市町村保健センター等の保健活動の拠点)、人材の確保及び資質の向上(保健婦・栄養士等)等に努めること、㉧都道府県の責務として、必要な施設の整備(保健所等)、人材の確保及び資質の向上(保健所の

医師、保健婦等の専門技術職員等)、調査及び研究(それぞれの地域の課題に即した調査研究)等並びに市町村に対するその求めに応じた技術的援助(老人保健事業・母子保健事業・栄養相談等)に努めること、㊦国の責務として、地域保健に関する情報の収集・整理及び活用、調査及び研究(全国的に実施することが適当又は高度の専門性が必要な調査研究)、人材の養成及び資質の向上(各種の専門技術職員等)、市町村及び都道府県に対する必要な技術的及び財政的援助に努めることをそれぞれ位置付けた(地域保健法3条)。

第3に、厚生大臣は、㊦地域保健対策推進の基本的方向、㊧保健所及び市町村保健センターの整備・運営に関する基本的事項、㊨人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項、㊩地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項、㊪社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項、㊫その他地域保健対策の推進に関する重要事項を内容とする「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(以下「基本指針」という)を策定することとした(地域保健法4条)。

なお、基本指針については、その策定の際には、公衆衛生審議会の意見を聴くこととされていることから、平成6年7月に、同審議会総合部会の下に基本指針検討小委員会を設置し、6回にわたる審議の結果、同年10月に小委員会としての成案が取りまとめられ、同年11月1日に公衆衛生審議会・総合部会の答申を得て、同年12月1日に告示されたところである。

第4に、保健所に関する規定の整備が図られ、保健所を地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として機能を強化することとし、保健所の事業として新たに「企画調整機能」を位置付けるとともに、「地域保健に関する情報の収集、整理及び活用」、「地域保健に関する調査及び研究」及び「市町村相互間の連絡調整及び市町村の求めに応じた技術的助言、市町村職員の研修等の援助」を任意事業として定めた(地域保健法6～8条)。

あわせて、保健・医療・福祉の連携の促進を図る観点から、都道府県の保

第1編 逐条解説編

○地域保健法

(昭和22年9月5日)
法律第101号)

(厚生大臣署名)

〔昭和12年4月5日法律第42号（保健所法）を全文改正〕

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

保健所法を改正する法律をここに公布する。

地域保健法

題名…改正〔平成6年7月法律84号〕

第1章 総則

章名…追加〔平成6年7月法律84号〕

〔地域保健便一七〕

〔目的〕

第1条 この法律は、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

本条…追加〔平成6年7月法律84号〕

一〇

趣 旨

本条は、地域保健法の目的を明らかにしたものである。

解 説

戦後の我が国の公衆衛生行政は、結核やコレラ等の伝染病の蔓延の防止を主要な課題として出発したものであり、こうした歴史的経緯を反映して、保健所を中心に実施されてきた公衆衛生行政は、社会防衛的な視点に重点が置かれてきた。

しかしながら、今日においては、人口の高齢化や出生率の低下、慢性疾患を中心とする疾病構造への変化、地域住民のニーズの多様化など、保健衛生行政を取り巻く環境が著しく変化しており、サービスの受け手である生活者個人の視点を重視することが求められている。

このため、平成6年に保健所法を抜本的に見直し、地域住民一人ひとりの健康の保持及び増進を目的とする「地域保健法」へと改正することとした。

なお、「地域保健」とは、社会生活の単位として一定のまとまりを有する地域において、当該地域の住民の健康の保持及び増進を図ることであり、「地域保健対策」とは地域住民の健康の保持及び増進を図るため、国及び地方公共団体が講ずる施策であり、関係法律に基づく施策の集合体と定義される。